

二人の未来応援パスポート事業に関する業務仕様書

1 趣旨

香川県（以下、「県」という。）では、人口が平成 11 年をピークに減少しており、出生数も減少傾向にあるため、急激に少子化が進行している。

県が、若い世代の結婚や子育てに対するイメージを把握することを目的に、令和 5 年 10 月から 12 月にかけて高校 3 年生を対象に実施した意識調査では 5 割以上が「将来結婚したい」と回答しているが、「実際に将来結婚を必ずする」との回答は、2 割を下回り、将来結婚しないと思う理由として、「1 人である方が、精神的な負担が少ないから」「恋人・パートナーがいないから／見つからないと思うから」「自由を失いたくないから」が 1～3 位となり、結婚に対するマイナスなイメージを持つ若者が多い結果となった。

このような状況から、未婚化・晩婚化の流れを変え、少子化の傾向を反転させるため、平成 28 年度から実施しているかがわ縁結び支援センター事業による出会いの機会の提供に引き続き取り組んでいくとともに、新たに婚姻届を提出した新婚夫婦等が本事業の趣旨に賛同する県内の企業、店舗、施設等（以下、「企業等」という。）で優待サービスを利用できるパスポートを配付する「二人の未来応援パスポート事業」を創設し、結婚に対するポジティブなメッセージを行政や経済界、県民が一体となって発信しようとするものである。

2 業務内容

趣旨を踏まえて、その目的達成のために、次の（１）～（４）の業務をうまく組み合わせ、全体を通じて事業を効果的に実施するための工夫をすること。

なお、本事業は、委託者である県と十分に協議・調整し、連携しながら取り組むこと。

（１）企業等への働きかけ

協賛店となる企業等を増やすため、下記の内容について実施すること。

- ① 対象者：県内において、県が別に定める「二人の未来応援パスポート協賛店募集要領」に掲げる要件を満たす企業等
- ② 協賛店募集・管理・受付
 - ・協賛店の名簿を作成し、情報管理を行うこと。
 - ・かがわ子育て応援サイト「カラフルプラス」に協賛店の情報を入力すること。
 - ・企業等から提出された申請書を適切に管理すること。
- ③ 働きかけ業務の内容
 - ・協賛店に登録する企業等を増やすこと。
 - ・戸別訪問等により、事業に関する説明を行うこと。
 - ・戸別訪問先企業等の選定、選定方法、対象企業等へのアプローチ方法を工夫し、県と協議を行うこと。
- ④ 働きかけの要件
 - ・県のみんなトクだね応援団事業及びさんさんパスポート事業の協賛店、並びに縁結び・子育て美容-eki 事業の認定店舗に対して働きかけること。
みんなトクだね応援団事業及びさんさんパスポート事業
[\(https://colorfulplus.pref.kagawa.lg.jp/\)](https://colorfulplus.pref.kagawa.lg.jp/)
縁結び・子育て美容-eki 事業

(<https://www.ems-kagawa.jp/biyo-eki/>)

- ・戸別訪問による説明は200以上の企業等に対して行うこと。
 - ・協賛店の登録を400以上となるよう努めること。
 - ・「新婚家庭」のニーズを踏まえた企業等への働きかけに努めること。
- ⑤ 1か月に1回、活動状況・実績（スケジュール、働きかけの方法、働きかけた企業等及び戸別訪問企業等の数・名称・所在地・連絡先・担当者等、働きかけた企業の反応、協賛店登録数など）をまとめた資料を添えて様式を定め報告を行うこと。

(2) ロゴマークの作成

- ・本事業の趣旨を踏まえ、若い世代が結婚を応援されていると感じる明るいデザインとすること。また、単色刷りでも使用可能なもので、パスポート、チラシ、ステッカー、POP、ポスター等での使用を想定したものとすること。
- ・他のロゴマークと混同することがない、未発表でオリジナルのデザインとすること。

(3) 広報資材等の作成・印刷・配布等

	内容	部数	配布先等
1	パスポート	5,000部	全て県へ納品すること。
2	利用者向けチラシ	5,000部	全て県へ納品すること。
3	協賛店向けチラシ	5,000部	3,000部は協賛店募集に当たり企業等へ配布し、2,000部は県へ納品すること。
4	ステッカー	500部	新規協賛店に1枚ずつ配付すること。
5	POP	500個	新規協賛店に1個ずつ配付すること。
6	ポスター	100部	全て県へ納品すること。
7	ロゴマーク	一式	画像ファイルで県へ納品すること。

※1から6はいずれかの位置に県の事業であることが分かるように表記すること。

※1から7の電子データ（フルカラー・JPEG形式、PNG形式またはSVG形式のいずれか）を県へ納品すること。

※残部は全て県へ納品すること。

(4) 広報の実施

① 広報の種類

- ・生活情報誌や経済誌等での広告
- ・Instagram等のSNSを使用した広告
- ・それぞれ適当な時期や回数を設定し、効果的に組み合わせること。
- ・その他効果的な広報を提案すること。

② 広報の内容

- ・企業等に対し、協賛店への登録を促す内容とすること。
- ・単発的なものではなく、年度を通して効果的な内容とすること。また、より多くの企業等が知り、興味を持つよう工夫すること。
- ・県のみんなトクだね応援団事業及びさんさんパスポート事業の利用促進にも効果的な内容となるよう工夫すること。

- ・ SNS による広報には「結婚新生活支援事業」の広報を絡めること。

結婚新生活支援事業

(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/b87af8ff-9c23-468c-abf0-d68ecca1df85/2f8e715c/20230401_policies_shoushika_koufukin_r5_d.pdf)

(5) 事務局運営体制

受託者は、以下のことに留意して事務局を設置し、協賛店への申込み受付や、問い合わせ、苦情等への対応を行うとともに、県への定期的な報告などを行う。

- ・ 事務局の所在地、連絡先等を明らかにすること。
- ・ 事務局運営のために特定の人員に従事させること。
- ・ 本事業は、県の委託事業であり、運営に当たっては県との協議を密に行うこと。

(6) 実績報告等の提出

① 「(1) 企業等への働きかけ」について

1か月に1回、活動状況・実績（働きかけの方法、働きかけの日時・訪問時間、働きかけた企業等及び戸別訪問企業等の数・名称・所在地・連絡先・担当者などの情報、働きかけた企業等の反応、協賛店登録数、協賛店のサービス・特典等）をまとめた資料を添えて報告を行うこと。なお、企業等からの申請書は事業終了後にまとめて県に引き渡すこと。

② 事業報告

事業終了後、速やかに以下のものを県に提出し、検査を受けること。

○事業報告書（以下内容についてまとめたもの。紙媒体1部、電子記録媒体（CD-R 又は DVD-R）1部）

- ・ 全体の概要、手順
- ・ 広報の企画、方法、内容等
- ・ マスメディアでの露出に関する記録（テレビ番組の放映実績や掲載記事の写し等）の取りまとめ
- ・ その他のパブリシティ活動（マスメディアへのアプローチ等）の実施結果
- ・ 事業の成果、評判

○記録写真データ（電子記録媒体（CD-R 又は DVD-R）1部）

- ・ 事業内容が分かる記録写真を提出すること。
- ・ 写真撮影に関しては、県民のプライバシーに配慮すること。個人が特定できるような場合は、対象者の了承を得て撮影すること。

3 留意事項

- (1) 本業務を行うにあたり、企業等へ働きかけ等を行う際には、取り組まないことを含め、あくまでも自主的な判断によるものであることに留意し、特定の価値観の押し付けやハラスメントにつながるものがないようにすること。
- (2) 受託者決定後、協議内容により、採用された企画を一部変更することがある。
- (3) 本事業実施に関する準備・進行管理その他必要な業務は受託者の責任において行うこと。
- (4) 「(3) 広報資材等の作成・印刷・配布等」に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に譲渡されるものとし、県は必要に応じて使用できるものとする。また、著作権者は「(3) 広報資材等の作成・印刷・配布等」に関する

著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。なお、他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て、当該著作物に係る著作権を香川県に譲渡させるものとする。

- (5) パスポート、チラシ、ステッカー、POP、ポスター、ロゴマークの画像データは、県が作成するウェブサイトやパンフレット等印刷物及び雑誌の広告等で追加負担なく使用できるものとする。
- (6) 本事業で知り得た個人及び企業等の情報は、他の用途として使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 受託者は、本委託業務に関し再委託をする場合は、県の承認を得ること。
- (8) 飲食経費、個人への金品の給付、及び特定の企業に利益を与えることとなる経費は、委託料に含めないこと。
- (9) 本事業の実施にあたり計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (10) 委託料の請求は、精算払いとする。

担当 香川県健康福祉部子ども政策課 少子化対策グループ

TEL : 087-832-3287